経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町楠木原字谷頭	乙1124-2	2	リ	20		山林	1.20	桧杉	42	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町楠木原字谷頭	乙1124-2	2	リ	20		山林	1.20	桧杉	42					
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（2）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（9）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字谷頭	乙1124-2	2	リ	20		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町 楠木原字谷頭	乙1124-2	2	リ	20		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-148	2	カ	100		山林	0.13	桧	49	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-148	2	カ	100		山林	0.13	桧	49					
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（２）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-148	2	カ	100		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町 楠木原字柿木原	乙1848-148	2	カ	100		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町楠木原字上道	乙486-7	2	ハ	7		山林	0.43	桧（桧杉）	49	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2	西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-131	2	カ	87		山林	0.18	桧（桧杉）	40						
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町楠木原字上道	乙486-7	2	ハ	7		山林	0.43	桧(桧杉)	49					
2	西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-131	2	カ	87		山林	0.18	桧(桧杉)	40					
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（2）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（9）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字上道	乙486-7	2	ハ	7		
西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-131	2	カ	87		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町楠木原字上道	乙486-7	2	ハ	7		
西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-131	2	カ	87		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町柿木原字柿木原	乙1848-149	2	カ	101		山林	0.06	桧・原野	49	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-149	2	カ	101		山林	0.06	桧・原野	49					
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（２）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-149	2	カ	101		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町 楠木原字柿木原	乙1848-149	2	カ	101		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町楠木原字下ノ原	乙450	2	イ	46		山林	0.79	桧	39	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2	西松浦郡有田町楠木原字平牟田	乙836	2	ヘ	16		山林	0.02	杉	54						
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町楠木原字下ノ原	乙450	2	イ	46		山林	0.79	桧	39					
2	西松浦郡有田町楠木原字平牟田	乙836	2	ヘ	16		山林	0.02	杉	54					
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（２）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字下ノ原	乙450	2	イ	46		
西松浦郡有田町楠木原字平牟田	乙836	2	へ	16		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町楠木原字下ノ原	乙450	2	イ	46		
西松浦郡有田町楠木原字平牟田	乙836	2	ヘ	16		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-134	2	カ	90		山林	0.01	杉（杉桧）	46	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町 柿木原字柿木原	乙1848-134	2	カ	90		山林	0.01	杉 (杉桧)	46					
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（２）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-134	2	カ	90		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-134	2	カ	90		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-103	2	カ	81		山林	0.03	桧（桧杉）	49	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2	西松浦郡有田町楠木原字か	乙1848-170	2	カ	116		山林	0.59	杉桧	30						
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-103	2	カ	81		山林	0.03	桧(桧杉)	49					
2	西松浦郡有田町楠木原字か	乙1848-170	2	カ	116		山林	0.59	杉桧	30					
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（２）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-103	2	カ	81		
西松浦郡有田町楠木原字か	乙1848-170	2	カ	116		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町楠木原字柿木原	乙1848-103	2	カ	81		
西松浦郡有田町楠木原字か	乙1848-170	2	カ	116		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町楠木原字八ノ久保	乙1641-2	2	ル	37		山林	0.34	杉桧	49	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町楠木原字八ノ久保	乙1641-2	2	ル	37		山林	0.34	杉桧	49					
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（２）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字八ノ久保	乙1641-2	2	ル	37		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町楠木原字八ノ久保	乙1641-2	2	ル	37		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町椿木原字八ノ久保	乙1645-2	2	ル	44		山林	0.02	杉	46	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町楠木原字八ノ久保	乙1645-2	2	ル	44		山林	0.02	杉	46					
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（２）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字八ノ久保	乙1645-2	2	ル	44		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町楠木原字八ノ久保	乙1645-2	2	ル	44		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村（受注者）	（名称） 有田町長　松尾　佳昭	（所在地） 西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（発注者）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	受注者が発注者にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	西松浦郡有田町楠木原字渦洞	乙461-8	2	ロ	11		山林	0.39	桧・その他広葉樹	34	公告日	５年	別添１参照	別添２参照	別添３参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

受注者が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の発注者以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西松浦郡有田町楠木原字渦渕	乙461-8	2	ロ	11		山林	0.39	桧・その他広葉樹	34					
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（受注者）　住　　所（同上）　有田町長　松尾　佳昭　印

権利を設定する森林の森林所有者（発注者）　住　　所（同上）　[redacted]　印

（記載注意）（1）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

受注者は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

（２）受注者の義務

受注者は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、発注者に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、受注者に経営管理権が、発注者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

受注者に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

発注者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　受注者は、発注者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　発注者が偽りその他不正な手段により受注者に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　発注者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　受注者は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　発注者は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、受注者の同意を得るものとする。

④　発注者及び受注者は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは受注者以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは受注者以外の者に使用させることができる。

②　受注者は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は受注者以外の者に設置させることができる。この場合において、受注者は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　受注者は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）発注者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、発注者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、受注者が復旧を行うこととし、復旧内容は発注者と受注者の協議により定める。

②　受注者は、受注者の費用負担において発注者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、発注者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は受注者がこれを行うものとする。

③　天災地変等の事由により保険事故が発生し、発注者に支払われる保険金がある場合、発注者は当該保険金の請求及び受領を受注者に委任するものとし、受注者が当該保険金を復旧の用に供するため、発注者は当該保険金全額を受注者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、受注者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 受注者の責めに帰すことのできない事由によって発注者に不利益が生じたときは、受注者は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、発注者と受注者との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は発注者に帰属するものとする。

(13) 発注者の通知及び届出

① 発注者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ受注者にその旨を通知しなければならない。

② 発注者及び発注者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、発注者が住所又は名称を変更した場合、発注者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく受注者に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	○　受注者は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
西松浦郡有田町楠木原字濁渕	乙461-8	2	ロ	11		

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において発注者に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	（1．発注者に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき受注者が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は受注者のものとする。 （2．留意事項） ○　受注者が経営管理を行うために要した経費は受注者が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
西松浦郡有田町楠木原字濁渕	乙461-8	2	ロ	11		

別添３　発注者にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　受注者から発注者に対して金銭の支払は行わない。